

監査公表第17号

平成24年3月30日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年8月24日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 高 野 宏 之

24財第465号

平成24年5月23日

福島県監査委員 青 木 稔  
福島県監査委員 亀 岡 義 尚  
福島県監査委員 美 馬 武千代  
福島県監査委員 高 野 宏 之  
様

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

平成23年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成24年3月14日付け23福監第170号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

ホームページの管理運営について

2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措 置 状 況
<p>[知事部局知事直轄広報課]</p> <p>1 掲載情報の更新等について</p> <p>各機関に対し情報の掲載期間は適期を過ぎていないか、更新・修正の必要はないか等について点検をし問題があった場合には是正するよう、周知徹底する必要がある。</p> <p>2 「福島県ホームページ」組織別ページへのアクセスについて</p> <p>「福島県ホームページ」内で、アクセスの仕方によっては接続できない機関のページについて点検し、適切な措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>3 「福島県ホームページ」トップページの適切な運用について</p> <p>「福島県ホームページ」トップページの「イベントカレンダー」、「電子印刷物」の各部局の活用状況を把握するとともに、コーナーの趣旨の周知徹底と適時、適切な情報提供の促進を図る必要がある。</p>	<p>・適正なホームページ管理に資するチェックリストを整備し、広報広聴企画会議等において周知を図りたい。</p> <p>・同上</p> <p>・それぞれのコーナーの活用状況の実態を調査し、適時適切な情報発信へ向けた課題を洗い出す。加えて、課題解決のための具体的方策についても検討、実施したい。</p>

監査公表第18号

平成24年3月30日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年8月24日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 高 野 宏 之

24教財第187号

平成24年5月28日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 高 野 宏 之

様

福島県教育委員会委員長 

平成23年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成24年3月14日付け23福監第170号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

ホームページの管理運営について

2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措置状況
<p>[教育委員会教育総務課]</p> <p>第2 監査委員意見</p> <p>1 掲載情報の更新等について</p> <p>各機関に対し情報の掲載期間は適期を過ぎていないか、更新・修正の必要はないか等について点検をし問題があった場合には是正するよう、周知徹底する必要がある。</p>	<p>1 平成24年2月上旬～3月下旬、教育庁の組織改編に伴い、3課(義務教育課・高校教育課・健康教育課)がホームページをリニューアルすることから、ホームページ担当者と数回協議し、掲載内容の精選及び更新の適切化を図った。</p> <p>2 平成24年3月13日、教育庁各課に対して、福島県教育委員会ホームページの掲載項目の確認を依頼し、年度更新の適切化を図った。</p> <p>3 平成24年4月24日、教育庁各課の広報担当者会議を開催し、行政監査結果報告書をもとに、ホームページの適切な管理を行うよう周知した。また、各教育事務所及び各所館に対して上記会議資料を配布し同様の周知を図った。</p> <p>4 今後の対応について、県立学校については、6月1日に開催される事務長会議にて担当者会議で周知を図る予定である。また、定期的にホームページの点検を実施する。</p>

監査公表第19号

平成24年3月30日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年8月24日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 高 野 宏 之

福公委(総)第16号

平成24年6月19日

福島県監査委員 青 木 稔  
福島県監査委員 亀 岡 義 尚  
福島県監査委員 美 馬 武千代  
福島県監査委員 高 野 宏 之  
様

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳 

平成23年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成24年3月14日付け23福監第170号で報告のありました平成23年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

ホームページの管理運営について

2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>[警察本部警務部総務課]</p> <p>1 掲載情報の更新等について</p> <p>各機関に対し情報の掲載期間は適期を過ぎていないか、更新・修正の必要はないか等について点検をし問題があった場合には是正するよう、周知徹底する必要がある。</p>	<p>・福島県警察ホームページ管理運用要綱第9の4において、月1回の点検による適時適切な更新について規定されていることから、同規定の確実な実施について適宜指導を実施するとともに周知徹底を図っている。</p>